教育民生常任委員会

令和2年6月15日(月)

教育民生常任委員会

定例会名 令和2年第2回定例会

招集日時 令和2年6月15日(月) 午前10時00分

招集場所 第3会議室

出席委員 7名

委 員 長 守 屋 常 雄 副 委 員 長 遠 藤 憲 子 委 員 石 原 幸雄 IJ 杉 森 弘 之 IJ 秋 Щ 泉 IJ 池 辺 己実夫

リカス 甲 斐 徳之助

欠席委員 なし

出席説明員

副 市 長 滝 本 昌 司 教 育 長 染 谷 郁 夫 保健福祉部長 内 藤 枝 雪 教育部長 井 Ш 聡 教育委員会次長兼 教育企画課長 茂 男 吉 田 教育委員会次長兼 生涯学習課長 大 里 明 子 学校教育課長 川真田 行 英 指 導 課 長 豊嶋 正 臣 中央図書館長 大和田 伸 保健福祉部次長 飯 野 喜 行 社会福祉課長 石 塚 悟 こども家庭課長 結 東 千恵子 保育課長 橋 本 早 苗 高齢福祉課長 川真田 智 子 健康づくり推進課長 渡 辺 恭 子 医療年金課長 石 塚 史 人

議会事務局出席者

書 記 津脇正晴

書 記 田上洋子

令和2年第2回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 教育民生常任委員会

議案第47号	牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
議案第48号	牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第49号	牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第50号	牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第51号	令和2年度牛久市一般会計補正予算(第2号)
	別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
議案第52号	令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第69号	令和2年度牛久市一般会計補正予算(第3号)
	別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

午前10時00分開会

〇守屋委員長 皆さんおはようございます。

ただいまから教育民生常任委員会を、少し前でございますけれども、始めさせていただきます。 本委員会に付託されました案件の審査は、分割して行います。

まず、教育委員会所管の案件について審査を行います。

教育委員会所管の案件審査に説明員として出席したものは、副市長、教育長、教育部長、教育 委員会次長兼教育企画課長、教育委員会次長兼生涯学習課長、学校教育課長、指導課長、中央図 書館館長であります。書記として津脇君、田上君が出席しております。

本委員会に付託されました教育委員会所管の案件は、

議案第51号 令和2年度牛久市一般会計補正予算(第2号) 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第69号 令和2年度牛久市一般会計補正予算(第3号) 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

以上2件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言いただきますようお願いいたします。 また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず、議案第51号令和2年度牛久市一般会計補正予算(第2号)別記記載の当該委員会の所 管事項についてのみを議題といたします。

議案第51号について提案者の説明を求めます。学校教育課長。

○川真田学校教育課長 おはようございます。学校教育課川真田です、よろしくお願いいたします。

学校教育課所管の補正予算につきましては、10ページ、11ページの小学校のICT環境を管理する、中学校のICT環境を管理する、両方まとめて御説明させていただきますと、国のGIGAスクール構想という補助事業に沿って行う小中学校のタブレット整備について、児童生徒1人1台を本年度中に実現するという形での予算計上になります。当初はGIGAスクール構想の補助事業の計画として令和5年度までに分割して整備を目指しておりまして、本年度については5年生、6年生、中学1年生という予定であったものを、今回のコロナ対策とも絡めましてこれを一気に加速し、年度内に最終目標の児童生徒1人1台を達成するというように計画を変更してきたものでございます。これに当市のほうも手を上げまして、補助事業によって整備していくものです。

次に、同じくそのGIGAスクール構想の今年度負担分として3ページに債務負担行為のほうが上がっております。

次に、10ページ、11ページの一番下、自校式学校給食を運営する、この臨時休業対策補助 金、こちらにつきましては、学校の臨時休業による学校給食の突然の中止により食材納入業者に 損害を与えないようにするため、本来は給食会計を通じて保護者が負担することとなる支出額相 当分を業者に補助するということで、保護者の負担を生じさせないようにするというものでありまして、国の補助制度に乗ったものです。 4分の3の補助がつきます。

以上です。

- ○守屋委員長 これより議案第51号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。
- ○石原委員 おはようございます。GIGAスクールの件で、勉強会のときにも確認をしたんですが、さらに確認をしておきたいことがございます。

この間の御説明によりますと、10月1日に牛久市としては県が窓口になっていて、一斉、市内の全小中学校に一斉に入れてもらいたいということを要望されていると聞き及んでいるんですが、その一斉に入らなかった場合についてはどういうふうに考えているのかということと、仮にそれが何回かに分けてやられる場合、優先の問題があると思いますが、小学校を先に優先するのか、それとも中学校を優先をして導入するのか、はたまた小中は区別なくして地域ごとに、こちらの地域を優先してやるというふうに順番を決めてやるのか、その辺についてはどのように計画を立てておられるのか御説明をいただければ幸いでございます。

以上でございます。

- **〇守屋委員長** 学校教育課長。
- **〇川真田学校教育課長** 石原委員の御質問にお答えいたします。

市のほうの計画としては、10月1日からタブレットを全部配備したいということでもちろん考えております。この調達方法には、実は補正で措置したということは、調達方法がこれまでまだ決まっていなかった状態もありまして、県の共同調達という事業がありまして、大量に購入することによって単価を下げるという形の狙いをしたものです。それに乗っかった場合に10月1日が可能かどうかというところ、先日も担当者が説明会のほう出てまいりましたが、ちょっと調達についてそのスケジュールでいけるかどうかちょっと不安があります。その場合には、市の調達に切り替えてできるような形で今事務のほうを進めております。いずれにしても今回の予算において、それはどちらにでも切替えは可能だという形で考えております。

あと、大量に購入もしくはリースという形になりますので、当然1回で来ない可能性もありますし、多分全国的にも一斉に行きますので取り合いになってくるんじゃないかと思って、もう一刻も早く手をつけたほうが早い者勝ちになる状態じゃないかと考えておりますので早くやりたいんですが、仮に一気に来なかった場合、何回かに分けてきた場合どういう配り方をするかというのは、今のところ考えとして決めているものはありませんが、ただ一つあるのは、もともと中学校で今回入替えの時期が来ている部分があるというところがございます。それを考えると、その部分についてはまずやった上で、残りの部分をどう調整するかという考えになってくるかと思います。いずれにしても、どこかの地域だけとか1校だけというそういう偏りはちょっとつけにくいのかなというふうに考えております。

以上です。

〇守屋委員長 石原委員。

- **〇石原委員** そうすると、課長、今の答弁によりますと、県のほうに乗っかっちゃうのか、それとも市のほうで一括で判断をしてやるのかという、その時期の問題、判断時期の問題があると思うんですが、それはぎりぎりいつぐらいまでに判断されるというふうにお考えですか。
- **〇守屋委員長** 学校教育課長。
- ○川真田学校教育課長 まずは10月1日からのリース開始が間に合うぎりぎりの時期というところで判断していくしかないと思いますが、当然入札執行等の手続もあるでしょうから、市でやる場合ですね、そういった手続もあるでしょうから、もう時期的にはかなり迫っているというふうに考えております。
- 〇守屋委員長 石原委員。
- **〇石原委員** そうすると、もう今月中にも判断をされるということですか。
- 〇守屋委員長 学校教育課長。
- **〇川真田学校教育課長** 判断せざるを得ないかもしれません。
- 〇守屋委員長 石原委員。
- **〇石原委員** それから再度の確認ですが、先ほどの答弁によりますと、優先順位というんじゃないんですけれども、中学校のほうが古いんでということなものですから、市内の全ての中学、分割で一斉に入らなかった場合、分割になっちゃった場合は中学校から先に配付をしていくということでよろしいんですね。
- **〇守屋委員長** 学校教育課長。
- **○川真田学校教育課長** 私申し上げたのは、中学校に5年リースを経過してもう6年以上使っているんですが、入替え時期のタブレットがあると。それは全員の分あるわけではないので、これまでのレベルでの台数があるということです。220台だったと思います。ですので、そこの、まず入替えに充てた上で残りというようなことに考えるのが普通かなというふうに考えました。
- **〇守屋委員長** 石原委員。
- **〇石原委員** 再度、それじゃあもう1回確認します。その220台というのは市内の全体の中学校で220台という意味ですね。
- **〇守屋委員長** 学校教育課長。
- **○川真田学校教育課長** ひたち野中を除く全校で220台今配備されております。それの入替えはまず優先になってくるのかなと思います。
- 〇守屋委員長 ほかに御意見、甲斐委員。
- **〇甲斐委員** よろしくお願いします。私もGIGAスクールの質問をさせていただきます。債務 負担行為をされるということで、数点御質問いたします。

まず、国の事業ということで、市はこれ費用の負担があるのかないのかというのが1点と、も しあるとすれば、国との割合がどれぐらいあるのかというのを確認させてください。

それと、利用者のほうの、以前教育長とちょっと別件で話したことがあると思うんですけれど も、利用者のほうの負担はあるのかというのと、あと小中学校終わったときにこれ、1人1台と いうことで個人所有のものになっていくのかというのを確認したいと思います。 それと、令和3年度から7年度の負担行為ということで、5年後はこれがどういうふうな形で 運営していくのか、分かっている範疇であれば確認を取りたいと思います。

以上3点です。

〇守屋委員長 学校教育課長。

О川真田学校教育課長 まず、GIGAスクール構想の中で費用負担の部分で市の部分があるのかというところです。これについては、何度か出ていますが、国の教育振興基本計画の中では、全児童の3分の1までは市のほうで目標を立てて整備してくださいというのがまずあります。そこはもちろん国のほうも交付税措置をした上でそうやってくださいという言い方ですので、そこの部分については市費負担、交付税措置はされているとは言うんですが、市費負担でその台数はやっていかなければいけないのかなと。残りの3分の2について年度分けして整備しようと思っていたのが今回一気に来るという形になったんですが、その部分については一応国の補助金が2分の1、残りの部分については交付税措置があると、起債をした上で交付税措置があるというふうに伺っております。もちろん国の補助基準だけでできるものではありません。若干市のほうで必要なソフト、セキュリティーソフトであったり事業支援ソフトであったりというものを入れている部分だとか、導入に係る若干の作業する方が動く部分の経費、そうしたものについては単費扱いになってきますので、国のほうは単純に4万5,000円という金額を切ってそこまでという形ですので、その部分は市の単費が、持ち出しが出るということです。

あと、この所属については、当然市所有のタブレットというふうになりますので、個人のタブレットではございません。ただ、答弁等でもしておりますが、今回のような緊急事態になった場合に1人1台あることによって通信料という部分の課題はあるんですが、各児童生徒に貸し出すことも考えの中に入ってくるのかなということで考えております。

それと、あと一番の問題が5年後の、当然買い替えというところは予測されるところなんですが、それについては今5年後のICTの環境がどういう世界になっているのかというのをちょっと想像できるものではないんですが、ただ、多分個人所有とかそういったレベルになっていたり、また、このタブレットが入ることによって、例えば学校のほうで買っている教材の中でも、ICTの中に入り込んで各個人が持つ教材費の部分が浮く部分があるんじゃないかというところも考えられますので、そういった辺りも踏まえた上で、もちろん国のほうも今回限りということではなく5年後も面倒見てくれれば一番いいんですが、ちょっとそれも明確ではありませんので、そういった考えの中で考えております。

以上です。

〇守屋委員長 杉森委員。

○杉森委員 おはようございます。今のGIGA構想についての関連なんですけれども、3分の2が国側の補助あるいは交付税という形で出すということで、4万5,000円というお話は初めて聞いたんですけれども、この4万5,000円というのは買取り価格ということを前提にした金額なのか、それともリースということを前提にした金額なのかということが1つ質問です。

それと、5年後に買取りしたって古くなったらもう駄目ですけれども、はっきりしたリースと

いう、5年リースでやるということになりますから、5年間の支援ははっきりしているけれども5年後は分からないということについて、その先の展望としては、市はもし国がなかったら市単独でもやるというふうな心構えなのかどうなのかという、あるいは何らかの言質を得ているのかどうかということ。

それと、県は全く補助がないのかどうか、そのことについてお聞きしたいと思います。

〇守屋委員長 学校教育課長。

〇川真田学校教育課長 まず、タブレットの4万5,000円、これについては、基本的に文科省のほうは買う場合を想定して4万5,000円という単価で買えるというパソコンがもう幾つも紹介されておりますので、別に業者をこれにしてくださいというわけではないんでしょうけれども、その辺りが補助単価だということでやっております。ただ、これは必ずしも買取りではなくてリースの場合も同じ1台については4万5,000円までしか払いませんよというような補助の基準になっております。当然それを飛び出た部分、先ほどのいろいろなものを設定したりインストールしたり、そういった経費であったりとか、また市町村で独自に入れたいソフト等については単費持ち出しですよと。4万5,000円超えた部分は単費ですというような形でございます。

あと5年後について、すぐに市のほうで全部整備するのかどうかというところまでは今申し上げられるものではないんですが、先ほど申し上げたようにICTの環境の変化であったり、また教材についても様々な部分でICTの中に入り込んでくる部分等も考えられるかと思いますので、そういった中で検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

県費については、これについては入っていないという状況で確認しております。

〇守屋委員長 杉森委員。

○杉森委員 買取り価格で4万5,000円という場合と、リースで、5年リースで単年度の負担という問題ありますよね。それはどうなんですか。大体同じような費用というふうに考えられるんですか。

〇守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 低金利の時代ですので、それほど大きくは変わらないと思いますが、当然買取りよりはリース料率ということで料率がかかってきますので、若干は増えるのかなというところです。ただ、そこで…… (「リースのほうが増える」の声あり) もちろんです。

○守屋委員長 よろしいですか。遠藤副委員長お願いします。

○遠藤副委員長 私のほうからも、先ほどから出ています、この国は4万5,000円しか負担をしないということで、牛久市の場合の台数の確保ですね、台数の確保、何台ぐらいを想定しているのかというところを伺います。

それと、やはり国がこの1人4万5,000円、それしかないということでは、様々な通信費、サーバー代等が自治体負担になってくるんではないかということで、この自治体負担をどういうふうに考えていくのか。

それと、ハード面、ソフト面、あと指導体制を、今後の問題になると思いますけれども、それ

についてはどういうふうに考えていくのか伺います。

〇守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 台数のほうなんですけれども、今生徒の捉え方、6,970名で、昨年度数値ですが、一旦押さえておりますので、その台数から既に整備済みの小学校の部分と中学校でいけばひたち野中の部分の台数で440台。あと当初予算で中学校の分は整備しようと思っていたので、その400台は乗っておりますので、それを引いてみると今回関わってくるのは6,130台になってくるのかなと思います。当然それの設定経費であったり、付属ソフトのライセンス等も入ってきますので、単純に4万5,000円ではございませんが、そういった形で考えております。

また、当然教育用であってもサーバー等も必要になってまいります。これについては、今各校に個別にあるサーバーを一括して集約したほうがメンテナンス的にも経費的にもいいというようなことで、そういった方向も考えておりますが、その部分については残念ながら補助はありませんのでもろもろの経費として単費持ち出しになってしまうという状況です。

- 〇守屋委員長 池辺委員。指導課長、ごめんなさい。
- ○豊嶋指導課長 指導課豊嶋でございます。よろしくお願いいたします。

指導体制です。1人1台のタブレットが提供されるということは、これは各教室において各教諭が全て指導に当たると、専門の者が指導に当たるという配置ではなくなってきます。当然今の状況では、各指導者においてICT機器を活用した指導力に差があるというのは実際でございます。その差が子供たちの学びの差につながるようでは問題がございますので、委員会としましては現在教育情報化コーディネータ2級という、これは全国でもほとんど資格者として持っていない者に情報教育指導員という立場で業務委託をしておりまして、この者が各学校を回って指導に当たっております。各学校、やはりこれからのICTに関しましては課題意識が多く、この長期休業中にも独自に研修を行っている学校もございます。また、教育長が各校のICT機器の活用に精通した者、これもこの長期休業中に集めまして、現在あるICT機器でどのような活用が考えられるかというような会議も持っております。この推進委員の中の1人は、実際にこの長期休業中にウェブ会議ソフトを使って朝の会を実施したり、あるいは宿題で出していた課題で子供たちの学びが不足だったところ、これについてやはりまたウェブ会議ソフトを使って補充を行ったりしております。こういった教員が持っているノウハウ、あるいは技能についても、今後私たち指導課が中心となりまして各校が共有するような研修体制を築いていきたいと思います。

以上です。

○守屋委員長 遠藤副委員長お願いします。

○遠藤副委員長 これから行われることなので、どういうようなことが想定されるのかというのは大変難しいと思うんですけれども、確かに情報のそういう専門の方の指導というのは大変になってくると思います。子供たちのほうがこういうものについては早く慣れるのがよく言われていることなんですけれども、学校の先生の中でこういうことがたけている方、それからそうでない方、いろいろいらっしゃると思いますが、市のほうでそういう先生たちに集められて、そういう

教育というか指導というか、そういう機会というのは今後やっぱり市としても、今長期休業中に やられた学校もあるというふうにおっしゃっていましたけれども、今後子供たちとともにいろい ろな学びをやっていくにはそういう先生たちの教育というのは重要ではないかと思いますが、そ の辺はどのように今後考えていくのか伺いたいと思います。

○守屋委員長 指導課長お願いします。

○豊嶋指導課長 ありがとうございます。研修のあり方というのはやはり非常に大きな課題と考えております。1つ目は、ソフトにつきましては、新しいソフトが導入されますと、導入した業者のほうが多くは学校に訪問してその使用の仕方そのものは伝えてくれる場合が多いです。一方で、授業のどの場面でどういったものを使うと、あるいはどのように使っていくといいのかということについては、これはやはり教員独自のノウハウ、技術になるところでございまして、こちらを先ほどお話しました情報教育指導員と、もう1人はうちの指導主事に非常に情報教育たけている者がおりますので、この2名が研修として集めることよりは学校に訪問をして実際の授業を見る中で指導をしていきたいということを基本に考えております。これはやはり、働き方改革というのもございますし、もう一つはソフトの使い方だけではやはり授業のほうで生かしていけないということがございまして、実際の授業を通して研修を進めていきたいということであります。以上です。

〇守屋委員長 池辺委員。

○池辺委員 すみません、もう詳しくいろいろ教えていただいたんで、ただちょっと1つ疑問なところがあったんで、1点だけいいですか。

10月1日から何かもう配付をするような形で伺ったんですけれども、これ心配しているのは、全国、国が指針で始めたことなんで、県で一括購入するのが駄目だった場合には、遅れる場合には市のほうに切り替えるというふうな形で先ほど答弁があったと思うんですけれども、私こう考えて、茨城県のほうが何か力があって集められるような気はするんですけれども、それを変えて市でやって、県よりも早く取れるのかなというのがちょっと思ったんで、そういう答弁だったんでどうなのかなと思って。

あともう1点は、今までリースでやられていたところはそのままリースで行くのか、それとも 今度はそうじゃなくやっていくのかという、今までやっていたところはどういうふうにやってい くのかというのを、その2点だけすみません。

〇守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 10月1日を目標に整備をしたいというふうに考えておりますが、正直調達の部分で全国的に一斉になりますので、先ほども申し上げたように、少しでも早いほうが有利かなというところはあります。準備についても、今二股をかけて一応どっちでも行けるように担当のほうは考えているところであります。その力関係でどうかというのはちょっと私のほうでは分からないので、なるべく早く市のほうが発注することによって少しでも先んじたいというふうに考えております。

あと経費については全てリースで考えております。

- ○守屋委員長 ほかに意見のある方ございますか。杉森委員お願いします。
- ○杉森委員 もう1つだけお願いします。

先ほどの答弁の中で、県のほうは全く補助なしというふうな話なんですけれども、第2次補正 予算が決まって、臨時交付金も、地方創生のあれも来ると、それは主に都道府県だということに なっているわけですけれども、やはり県に対して補助を要請していくと、これは議会のほうも必 要かなと、今のお話聞いていて感じたんですけれども。市としてはそういうことを要請するよう な予定というか、そういうものはありますか。これは副市長に聞いたほうがいいのかな。

- ○守屋委員長 では、副市長お願いします。
- ○滝本副市長 常日頃ですけれども、茨城県、印象としてですけれども、町村内の事業に対する 茨城県自体の補助金というのはちょっと少なめなのかな何ていう印象を持っております。それで、常日頃いろいろ担当と話をしている中で、補助金要望というのは当然やっていくべきだろうという話はしていまして、ただそれが市長として知事にという、そういう首長同士での申請というのは今まで独自にやったことはないんですけれども、担当者レベルでは常日頃やっているというのが実状です。なかなか、私昔から、昔ちょっと財政やっていた頃の話として、その頃から茨城県というのはそういう傾向があるということでして、なかなか言っても認めてもらえないというのが実状なんですけれども。理想的には確かにあったほうがいいと思っていますので、やっていくということは、機会あるごとにやっていくことはやっていきたいというふうには思っております。以上です。
- **〇守屋委員長** ほかに御意見ございますか。ございませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○守屋委員長 以上で議案第51号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第69号令和2年度牛久市一般会計補正予算(第3号)別記記載の当該委員会の所 管事項についてのみを議題といたします。

議案第69号について、提案者の説明を求めます。教育委員会次長兼教育企画課長。

〇吉田教育委員会次長兼教育企画課長 教育委員会吉田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第69号令和2年度牛久市一般会計補正予算(第3号)のうち、教育企画課所管の内容につきまして御説明いたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

下から2番目の表になります。款10教育費項5社会教育費目1社会教育総務費0138学校 臨時休業による民間児童クラブ利用者の負担を軽減するの事業についてであります。

ここで計上しております補助金106万8,000円は、国の新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金を主な財源といたしまして、4月以降に学校が臨時休業となりました約2か 月間の期間につきまして、市内の民間の児童クラブが平日の午前中開所した部分の運営に係る経 費の負担を保護者の負担軽減を図る目的から補助するものでございます。

以上でございます。

- **〇守屋委員長** 教育委員会次長兼生涯学習課長。
- **〇大里教育委員会次長兼生涯教学習長** 生涯学習課大里です。よろしくお願いいたします。

生涯学習課所管の補正予算につきまして御説明させていただきます。

補正予算書10ページ、11ページを御覧ください。

下から2段目になります。款10教育費項5社会教育費目2生涯学習センター費0112生涯 学習センターで新型コロナウイルス感染症対策を実施するの事業でございますが、需用費35万 2,000円の計上でございます。内容といたしましては各生涯学習センターで消毒用に使用す るエタノールー斗缶を10缶購入するものでございます。

以上でございます。

- 〇守屋委員長 学校教育課長。
- **〇川真田学校教育課長** 学校教育課の補正予算ですが、10ページ、11ページになります。

まず、小学校費の0106小学校で新型コロナウイルス感染症対策を実施する、それと同じものが次の中学校費にも、中学校で新型コロナウイルス感染症対策を実施する。その下に幼稚園で、新型コロナウイルス感染症対策を実施すると3つほど上がっております。こちらについては、今回のコロナウイルス対策で小中学校及び公立幼稚園において、今後年度末までに必要となる消耗品その他備品等の購入でございます。消毒用アルコールであったり、石けん、次亜塩素酸、体温計などを予算計上してあります。

それと、小学校費、教育振興費の0104学校臨時休業による準要保護児童の保護者の負担を軽減する。あと同じものがその下の中学校費のほうにも準要保護生徒の保護者負担を軽減するということで、2本立てで上がっております。こちらについては、今回就学援助世帯において給食がなくなったことにより給食費は発生していないので、本来であればお支払いをして相殺するというのはやらないんですが、ただこういった世帯においては新たにお昼代、子供のお昼代の負担が生じているんではないかというところで、4月、5月分についてですが給食費相当額について本来発生していませんがあえて支給するということで考えております。単価は給食費の単価で2カ月分のお支払いになります。

それと、10-6-3保健体育費の学校給食費、こちらの学校臨時休業による保護者の給食費 負担を軽減する、507万3, 000円。これについては、4月以降に入り込んだ分の保護者負 担の軽減について、新たに新型コロナウイルスの臨時交付金の制度が来たことによりまして今回 計上したものでございます。

以上です。

- 〇守屋委員長 中央図書館長。
- **〇大和田中央図書館長** 中央図書館の大和田です。よろしくお願いいたします。

中央図書館所管の補正予算について御説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページを御覧ください。

款10教育費項5社会教育費目3の図書館費、事業のほうが0111図書館で新型コロナウイルス感染症対策を実施する、需用費で170万6,000円の計上となっております。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策実施に係るものでありまして、図書館の入り口で手指の消毒に使用する消毒用アルコールの購入、施設内を定期的に行う清掃時などに使用する消毒用のエタノールとペーパータオルの購入、また閲覧席などの飛沫防止用の仕切り用パネルの購入の費用となります。

以上でございます。

○守屋委員長 ほかに説明ございませんね。(「はい」の声あり)

これより議案第69号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

〇石原委員 学校給食費に関しましてでございます。これはこれから末に向かって、ウイルスの影響というのは若干少なくはなってくると思うんですが、また秋以降状況が変わって、ワクチンが出てくればいいんですが、そうでない場合には2次拡大、2次感染とかそういうものが懸念されるわけなんですけれども、そういう場合を想定して、これ、何と申しますか、給食費については金額の増額と申しますか、期間の延長とか、そういうその状況によって変えていくというお考えはありますか。

〇守屋委員長 学校教育課長。

〇川真田学校教育課長 今回もそうだったんですが、やはり臨時休業もしくはその若干分散登校にするとかで、給食を出さないということがあれば、当然その間の給食費は取れないものと考えておりますので、その辺は減額していこうと考えております。

これでよろしいでしょうか。

- ○守屋委員長 よろしいですか。ほかにございますか。秋山委員。
- ○秋山委員 給食費を負担する、軽減するに関連して、給食のことについてちょっとよろしいですか。現在密を避けるということで、給食の調理員さんも削減している状況で、主食である御飯は洋チャン食堂、そして一品ということで子供たちに提供していると思います。子供さんの中には給食が足りないという声が、やはり教育委員会のほうにも届いているかと思うんですけれども、6月いっぱいはこの形で進めると。7月になればまた元に戻すのかどうか。そうなったときに、これから梅雨の時期に入り、食中毒の問題がありますよね。そういうことも加味して、今後どういうふうに衛生管理を保っていくのかということをお伺いします。

〇守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 給食についての御質問なんですが、今秋山委員がおっしゃられるように、学校開始して給食を開始するに当たって、やはり感染予防というところに関してなるべく配る人を少なくしたほうがいいんじゃないかという考えから当面の間、6月いっぱいの間、品数を1品にしてという形でやっております。そういった中で、当然カロリー数も心配されるんですが、先日ちょっとやっぱりそういったお問い合わせもあったので、ある学校に豚汁と御飯だけのカロリー数で聞いたんですけれども、それでも700キロカロリーを超えるぐらいのカロリー数のものを出しているというところだったので、その辺はある程度は大丈夫なのかなというふうには考えております。7月にはこのままでいけば元どおりに戻そうかなというところで考えておりまして、

食中毒は今回に限らず例年当然心配しているところですが、これは子供たちの手洗い等でクリアしていく、もちろん調理員はもう十分プロとして管理はされておりますので、配食の部分でのそこは気をつけていくということで考えておりますが、そのほかにも今回はコロナの部分での注意がありますので、通常に戻した中では、やはり手洗いもしくは消毒もしくはマスクなどについて、かなり徹底して地道にやっていくしかないのかなというふうに考えております。

以上です。

- 〇守屋委員長 秋山委員。
- ○秋山委員 今御答弁で、摂取カロリーには達しているというお話、御答弁いただきましたけれども、満腹度が子供たちにとってはちょっと足りないという、帰ってきてから腹減ったと帰ってくるということなので、何かバナナとか、何かちょっと腹持ちのいいもの、ドーナツとか、何か人の手を借りなくても人員を増やさなくても配れるようなものを、ちょっと何か考えていただけると子供たちもいいのかなと思いますので、そこもちょっと考えていただけたらと。これは要望ですので、よろしくお願いいたします。

以上です。

- **〇守屋委員長** ほかに御意見ございますか。甲斐委員は。どうぞ。
- ○甲斐委員 すみません。ちょっと今回御説明を受けた部分と所管が変わっちゃうかもしれないんですけれども、一応関連でということなんですけれども、御説明受けた部分は新型コロナウイルス感染対策事業として配付物や置くものでよく分かるんですけれども、前のページのサーマルカメラなんですけれども、公共施設に設置するということでコードありましたけれども、教育機関だと結構四十何か所のうち入ってくると思うんですよね。それで、小学校、42でしたっけ、7でしたっけ、小中学校というふうな形でこの間勉強会で御説明を受けたんですけれども、そのほかの機関の説明とか質問としては、小中学校ほか公立幼稚園、まずどうあるのかどうなのかというのと、あとそのサーマルカメラの扱い方というんですか、公共機関での扱い方と管理方法等ちょっと細かくお聞きしたいと思うんですが、委員長、ちょっとこれ所管が総務なんですけれども、公共機関ということでお聞きしたいんですけれども、どうでしょうか。(「却下しちゃう」の声あり)
- **〇守屋委員長** 却下していいですかね。ちょっとほかに案件もあるんだけれども。駄目なの。はい、どうぞ。
- **〇甲斐委員** あの、一応新聞入っていますから、市民の方からお問い合わせがありまして、小学校、中学校、公共機関、ここに中央図書館もありますけれども、聞かれていますんでぜひ取り上げていただきたいと思いますんで、よろしくお願いします。
- **〇守屋委員長** じゃあ、教育部長よろしいですか。教育部長お願いいたします。
- **○川井教育部長** お答えをいたします。教育機関ということで、小中学校、幼稚園、それから生涯学習センターや図書館ということで今回場所が出ているかと思います。今回この予算を計上するに当たりましては、実のところ社会教育施設については予算の要求はしたところなんですが、小中学校についてはやはりその運用の仕方がまだどういうふうにしたらいいのかという部分が難

しいといいますか、たくさんの子供がいますので、どれだけ効果があるのかということで、要求 自体はしていないというのが実情であります。総務委員会のほうでお話を聞いていらっしゃるの かどうかちょっと分かりませんけれども、とりあえず教育委員会としての要求は社会教育施設、 生涯学習センターと図書館のほうでの要求はさせていただいて、運用の方法としては、できれば 来館するお客様が御自分の体調の確認をするように、これ通常ですと人が1人ないし2人ついて 状況をということになるんでしょうけれども、やはりそこまでの人をつけられない状況もありま すので、御自分で確認していただいて、貼り紙等で体調、熱がある場合には御利用をお控えくだ さいというような形での活用を考えておりました。

学校についても同じでして、学校では各御家庭で児童生徒が検温をして、それをカードに記載して登校するというルール化をしております。家で検温できなかったお子様については、学校の先生方が非接触型の体温計で確認をしているということで、直接的にサーマルカメラでの確認が必要かどうかという部分は、それを運用する人手も考えますとちょっとなかなか実際に設置するのは難しいかなというふうに考えているのが現状でありまして、今後その運用方法も含めて考えていければと思っておるところでございます。

以上です。

- ○守屋委員長 よろしいですね。遠藤副委員長お願いします。
- ○遠藤副委員長 10ページ、11ページの、先ほどの教育扶助費、準要保護の保護者の負担を 軽減するということで、御説明では4月、5月分の給食費を保護者の負担軽減という御説明であ りましたが、学校が休業になったのは確か3月の上旬、2日ぐらいからだと思うんですね。そう すると3月分についてはこういうような検討をされなかったのかどうか、その辺をお聞きします。 それと、今学校の関係で、消耗品を購入されるというところで、アルコールや石けん、それから 体温計というようなお話がありましたけれども、今部長のほうから健康調査には熱、検温という ことがありましたけれども、各クラスに体温計とかそういうものというのは、この今回の予算の 中に計上されているのかどうか、その辺を伺います。

〇守屋委員長 学校教育課長。

O川真田学校教育課長 2点の質問にお答えいたします。

まず、準要保護児童生徒の給食費の支援なんですけれども、正直これについて考え始めたのが5月まで休校が延びてきた時点でちょっと検討を始めたんですが、その段階で3月の児童生徒というのはまた認定が違うので、やはり捉え方が異なってくるというところで、3月の児童生徒に支払おうとすると、卒業生も含まれてきて、ちょっと受渡し等も難しい部分も出てきてしまうのかなというところもありました。また、今回コロナの関係では、収入がその影響によって激減した家庭についてはある程度柔軟に捉えて、何らかの形で収入を証明するものを持ってきていただければ認定する方向でいこうということを申し合わせておりますので、そうなってくると3月の家庭についてもそれをやるとなるとやはりちょっと厳しいところがあるのかなということで、4月、5月については新年度ということで今ちょうどそれの申請と認定作業に入ったところですので、その中で一括してやりたいというふうに考えたところです。

それともう1点、消耗品につきましては、非接触型の体温計を計上しましたが、これについては、各校ちょっと単価がこのとき2万円で見積もっていたんですが、もっと安く入るのは入るんですが、各校三、四台程度での見積もりでの計上ですので、ちょっと全クラスというような数ではございません。昇降口等でちょっと顔が赤らんでいるお子さん、基本的には各家庭でチェックして測って、熱のあるお子さんは休ませていただくというのを原則にした中で、それでもちょっと来た中で、顔が赤らんでいるなこの子どうだろうなというふうに疑問に思った子にその場で測れるようにということで、昇降口なり正門なりでの図ることを想定しての台数程度になっております。

以上です。

- **〇守屋委員長** 遠藤委員お願いします。
- ○遠藤副委員長 今課長の御説明で、年度が替わったためにそういう捉え方が大変厳しいという 御答弁だったんですが、今コロナのために収入が激変をされたということでは、就学援助につい ての保護者にそういうお知らせというのはされているのかどうか、それを再度伺います。

それと、今の体温計なんですが、非接触型って、病院なんかに行きますと直接測らないで、それこそこういう手首とか首とかそういうところで熱を簡単に測れるという、そういう機器がそうなのかなと思っているんですが、各校で三、四台となると、かなりちょっと扱いについてどうなのかな、昇降口でということだったので、となると担任か担当の先生が常にそういうのでチェックをするという体制になっているのかどうか、その辺を再度伺います。

- 〇守屋委員長 学校教育課長。
- ○川真田学校教育課長 まず、就学援助の御家庭については、既にその収入の部分についてはお知らせをした上で、先週の金曜日、一応しめということで今学校のほうからどんどん申請が届いているという状況でございます。当然締切日も2回ほど延ばしておりますので、ちょっと支払いへの影響が、締切日は1か月半後ろに遅らせた形になります。ですが、そこを何とか、若干遅れは出てしまうんですが、半月ぐらい取り戻して、ちょっと、例年よりはちょっと遅れめになりますが、お支払いを早めたいというふうに考えております。

また、体温計につきましては、消耗品で買えるものですので、実はもう緊急対応として若干の数は学校に配置はしております。予算の中でちょっとやりくりをして配置して、これが認定されればそこで補強をしたいというふうに考えております。

以上です。

- ○守屋委員長 ほかにございませんね。杉森委員お願いします。
- ○杉森委員 検温についてなんですけれども、今の事態の中で登校した全児童に対して、学校で 検温するという必要は、今の段階ではないのかなというふうには思いますけれども、やっぱり事 態、段階によって検温の体制も変えていくということをきちっと定めておかないとまずいんでは ないかと思います。台湾なんかでは全登校児に対して、登校段階のところで全部やっていますよ ね。それできっちり測っていくということがやっぱり大事なことだったという、そういう総括な んかもされているようですけれども。牛久においても、やっぱり第2波が来ないのが一番いいで

すけれども必ず来ないということもありませんから、もし事態がかなり悪くなってきた場合においては、やはり学校の中で、家庭でやってくるということを前提にする形のものは頼れないと思うんです。ですから、今の段階ではいいにしても、その状況が変わった段階においてはまたやり方を考えておくということは必要なんではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

- 〇守屋委員長 学校教育課長。
- ○川真田学校教育課長 今の状況においてはこういった運用でやっているということで、今後も し第2波なりが来て、そうなってくると当然登校の仕方等も、また臨時休業なんていうお話も入 ってくるのかもしれませんが、そういったものと併せて体温測定についても再度検討してみる必 要があると考えます。
- **〇守屋委員長** ほかにございませんか。よろしいですね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇守屋委員長 以上で、教育委員会所管の案件についての質疑及び意見を終結いたします。

ここで執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

〇守屋委員長 休憩前に引き続き、教育民生常任委員会を開きます。

次に、保健福祉部所管の案件について審査を行います。保健福祉部所管の案件審査に説明員として出席したものは、副市長、社会福祉部長、保健福祉部次長、社会福祉課長、こども家庭課長、保育課長、高齢福祉課長、健康づくり推進課長、医療年金課長であります。書記として津脇君、田上君が出席しております。

本委員会に付託されました保健福祉部所管の案件は、

議案第47号 牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第48号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第49号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第50号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第51号 令和2年度牛久市一般会計補正予算(第2号) 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第52号 令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第69号 令和2年度牛久市一般会計補正予算(第3号)

別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

以上、7件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言いただきますようお願いいたします。 また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。 これより議事に入ります。

まず、議案第47号牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題 といたします。

議案第47号について提案者の説明を求めます。医療年金課長。

〇石塚医療年金課長 こんにちは。医療年金課の石塚でございます。

議案第47号牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

こちら議案のほうの新旧対照表を御覧になってください。

こちら第2条には、広域連合の代わりに牛久市において行う事務が列挙されておりまして、このたび新型コロナウイルス感染症の影響によって療養のために給与等の収入が減少した後期高齢者に対しまして傷病手当金が支給されることになったことに伴いまして、本条例におきまして当該傷病手当金の支給申請に関わる事務を牛久市において行えるようにするような改正となります。以上です。

○守屋委員長 これより議案第47号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。杉森委員。

〇杉森委員 この傷病手当のあれがコロナ対策ということなんで、コロナ対策ということでの関連の質問になりますが、させていただきます。

コロナ対策を今まで市としてもいろいろ措置を講じてこられたかというふうに思いますけれど も、全体として防疫という、防疫って国際貿易ではなくて衛生防疫の防疫です、これを管轄して いるのはどこなのかということと、それをどのように行われているのかということについてお聞 きいたします。

各所管の資料によりますと、保健福祉部健康づくり推進課というのは、感染症予防に関すること、予防接種に関することというのがあるわけですから、この課が比較的近いのかなというふうに思いますけれども、感染症予防、予防接種ということで、あくまでも予防というふうなところに重点が置かれているようであります。それから市民部防災課は、危機管理の総合調整及び企画に関すること、危機発生時における体制整備に関することということが書かれているわけですけれども、この防疫というふうな視点から見るとちょっと違うところかなと。そして実際には、この間の答弁の中でも保健所管内の広域的な対応とか県との関係というのが大事だというふうなことが述べられているわけですけれども、市としてはこの防疫の問題についてどのようにお考えなのか、これは副市長のほうがいいのかなというふうに思いますので、ご答弁を、もう1つあるんで、お願いしたいと思います。

それから、このコロナ対策の中で4月21日に総務省が通知を発しました。新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例の運用及び業務体制の確保についてというものです。これは要するに危険手当ですね。人事院規則では今まで僅か1日290円とかそうなっているわけですけれども、それを3,000円、そして特に具体的に接触する方については4,000円というふうな形で、特殊勤務手当というものを引き上げをするというふ

うな措置が講じられたわけですけれども、これは牛久市においてはこれに当てはまるような職種があるのかどうか、実際にはこれ医療の世界で実際に感染した人を受け入れた病院の方々ですとか、あるいはそれを運んだ方々ですとか、直接接触する方々が多いのかというふうに思いますけれども、牛久市でも実際4人の方々が明らかになっているわけですけれども、そういった段階でこの4月21日の通知というのが適用されているのかどうなのか、それについて質問したいと思います。

以上です。

- **〇守屋委員長** 副市長お願いします。
- ○滝本副市長 それでは私1点目のほうでございますけれども、基本的に防疫ということで申し 上げますと、市町村が関わっておりますのは以前ですと新型のインフルエンザに対する対応とし て市が関わっている部分があるということで。それを基本といたしまして、今回いろいろマスコ ミ等で取り上げられておりますように、国の緊急事態宣言もそうですし、それを受けての各都道 府県知事の対応ということで、いろいろ問題になったりしていますけれども、この防疫というこ とに関しまして申し上げますと、これは私想定、ちょっと本なんかで調べてはいないんですけれ ども、やはり国を挙げて取り組むべき問題として捉えているのではないかなというふうには考え ております。市町村レベルで対応をただばらばらにやっていても防疫にはならないでしょうし、 県レベルでもそうだと思います。最終的には国レベルで統一してこの防疫に取り組んで、それぞ れの事情によって県で対応していると。でも県のほうでも今度保健所レベルで対応しているとい うことの中で市町村がどう関わっていくかというような体制になっているというふうには考えて おります。直接的には市の、先ほどおっしゃいましたように、健康づくり推進課、健康のほうで すね、予防がメインでやっておりますけれども、そちらが保健所、ここでいいますと龍ケ崎保健 所とどういうふうにタッグを組んでこの防疫をやっていくのかということが方向性としてはあっ て、具体的なことに関しましては今回のコロナウイルスでいろいろ見えてきた部分、課題となる 部分というのがあると思いますので、それぞれそれを所管している、国、県のほうで見直しを図 ってよりよい防疫体制をつくっていく、あるいは実効性ある体制をつくっていくという、対策を していくというようなことになっていくんではないかというふうには考えております。

以上です。

- 〇守屋委員長 保健福祉部長。
- ○内藤保健福祉部長 それでは私のほうから2点目の特殊勤務手当等についてということについてお答えいたします。市町村のほうの役割といたしましては、新型インフルエンザの行動計画のほうにもありますように、感染予防に対しての普及啓発、それから予防接種というところがメインの事業となっております。直接患者に対応して患者さんに対応してというのはほとんど医療機関、それからもし面談をする場合ですと、保健所の職員のほうが健康調査に出向いたりというようなことを実施いたしますので、現段階で市の職員がそういったところに勤務をするというようなことは現状では想定はできておりません。ただ、県のほうから様々な依頼がありまして、そういった方に対応するような形でヘルプをしてくださいというような依頼が来る場合もございます

ので、そういったときにはこういったものが対応になるかもしれませんが、現状では想定しておりません。

以上です。

すみません、あと、当てはまる職種があるかということなんですけれども、基本的には保健師だというふうに考えております。保健師、看護師という医療職の資格を持っている者が当てはまる場合が想定されるというふうに考えております。

以上です。

〇守屋委員長 杉森委員。

○杉森委員 最初の防疫の問題については、これはもう二十何年来の歴代政権の中で、保健所をはじめとするそういう防疫体制に対する骨抜きといいますか、財政削減が続けられる中で自主的に動けないような状況がつくられてきたということがありますので、市単独でどうこうできるということはもちろん難しいと思いますけれども、やはり保健所の機能をどういうふうに再建していくのかということも含めて保健所管内の広域の事業になっていくんだろうというふうに思いますけれども、そういうことも含めてこれは国自体の施策というところが大変大きなポイントになるかというふうに思いますけれども、市としても考えることは必要であろうというふうに思います。

それと、特殊勤務手当の問題ですけれども、これについては既に総務省の通知に基づいて引き 上げがなされているのかどうかということについてお聞きいたします。

- 〇守屋委員長 保健福祉部長。
- **〇内藤保健福祉部長** お答えいたします。特殊勤務手当については現状では引き上げ等はなされておりません。
- ○守屋委員長 よろしいですか。ほかに御意見ございますか。ございませんね。いいですね。よろしいですね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇守屋委員長 以上で議案第47号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に議案第48号牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 議案第48号について提案者の説明を求めます。医療年金課長。

〇石塚医療年金課長 医療年金課です。議案第48号につきまして御説明いたします。

こちら先ほどの後期高齢の傷病手当金と併せまして、今回国民健康保険のほうでも傷病手当金を支給することになりましたので、そのための改正となっております。

こちら国民健康保険の加入者で、新型コロナウイルス感染症に係る療養のために給与等の収入 が減少した被用者に対して傷病手当金を支給するための規程を附則として追加するものとなって おります。

支給の対象者は、所得税法等に規定する給与等の支払いを受けている被保険者で、新型コロナウイルスに感染または感染の疑いがあることによって就労することができなくなった場合に、労務不能となった日から3日を経過した日、4日目から傷病手当金を支給するものとなっておりま

す。

金額につきましては、1日当たり直近の3か月間の給与収入の1日当たり平均金額の3分の2の額を支給するということになっております。こちらの、ただ限度額がありまして、1日当たり令和2年度で3万887円を限度として支給するものとなっております。

次に、支給期間なんですが、こちら最長で1年6か月まで支給することになっております。

最後にこの条例は、支給開始日、これは先ほど申し上げました労務不能となった日から3日を経過した日が本年の1月1日から9月30日までの間にある場合に限り適用することとなっております。

以上です。

- ○守屋委員長 これより議案第48号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。遠藤副委員長。
- ○遠藤副委員長 それでは、議案第48号について質問をしたいと思います。

今課長の説明から、給与等を受けているということが説明がありましたが、例えば個人事業主、 この方は対象になるのかどうか伺いたいと思います。

それと、例えば、給与を受けていて、国保の方なんかは確定申告をされている方などもいらっしゃるんではないかと思うんですが、そういうときの支給額、その申告をした後からでなると、6月ぐらいでそういうような決定が出されるんではないかと思いますが、先ほどちょっと支給額のところについて直近3か月の給与収入の合計額というふうな御説明もありましたが、そのところをもうちょっと詳しく伺いたいと思います。

- 〇守屋委員長 医療年金課長。
- ○石塚医療年金課長 遠藤委員の質問にお答えします。

まず、個人事業主なんですが、今回傷病手当金というのは被用者、雇われている方だけなので、個人事業主は該当にはなりません。あと、一応収入の面なんですが、こちら最初申し上げたとおり、3か月間の直近の給与収入から収入を割り出しまして、それを1年間に換算してそれが……すみません、1年間じゃなくて、そうです、これ、確定申告はあくまでも去年の収入ですので、例えば今年の分が該当になっておりませんで、これはあくまでも来年の収入となっております。傷病手当金は、払うときには本人からの申請書のほかに事業主からの休業の証明と医師からの意見書が必要になります。そこら辺を踏まえて支給するかどうか判断をしております。

以上です。

- 〇守屋委員長 遠藤委員。
- ○遠藤副委員長 個人事業主というのが対象にならないということなんですが、5人以内という 小さなお店などでは、個人事業主は対象にならなくても、例えば働いている奥さんとかそういう ような方なんかも対象になってくるんではないかと思いますが、その自治体がこの条例をつくれ ば被用者分を国が財政支援するという、そういうようなことも聞いておりますので、その辺はど うなのかということが必要になってくると思います。確かに、本人の申出と、それから医師の照 明ですか、それが必要なのは当然だと思いますが、先ほど個人事業主というのも今回のコロナで

は大変大きな打撃を受けているんではないかと思いますが、その辺について市ではどのように今 後考えていくのかどうか、その辺も伺います。

- 〇守屋委員長 医療年金課長
- **〇石塚医療年金課長** 遠藤委員の再質問にお答えします。

まず、先ほど奥さんが働いているとか、よく床屋さんとかで、要するに専従者給与所得という のがあって家族が所得を得ている場合は、その家族の方はこれの傷病手当金の対象になるように なっております。

あと、すみません、もう1点目ちょっと……

- ○守屋委員長 遠藤委員お願いします。
- **〇遠藤副委員長** 自治体が条例をつくれば、この被用者分を国が財政支援するというふうに聞いているんですが、その辺についてはどうですか。
- ○石塚医療年金課長 すみません、失礼しました。こちら、先ほどの説明で、一応支給開始日が 1月1日から9月30日までの間にある場合は、そこから1年6か月間出してもいいということ なんで、それは全額国の補助の対象になっております。今後、一応今のところ9月30日までと いうことなんですが、今後状況によっては延長される場合もあり得ると思います。
- **〇守屋委員長** よろしいですか。ほかに御意見ございますか。杉森委員。
- ○杉森委員 この傷病手当金を受給するわけですけれども、労災申請をした場合にどうなるのかということを質問します。労災申請、結局医療に当たっている方、あるいは介護している方などで感染するというふうになった場合には、労災扱いになっていくだろうというふうに思うわけですけれども、ただ、労災の場合は申請してからそれが認められるまで何か月かかかる場合が多いですから、その場合にこの健康保険やなんかのときにはその傷病手当を支給するような例があるわけですけれども、この牛久市の国民健康保険の場合もそれと同様に労災認定されるまでの期間、この傷病手当金というものが支給されるというふうに考えてよろしいのかどうか質問します。
- 〇守屋委員長 医療年金課長

以上です。

〇石塚医療年金課長 杉森委員の質問にお答えします。

一応傷病手当金は、給料が下がったとかもらえなくなったときに支給するようになっているんですが、その事業主のほうから一部給料が支払われているときはその差額だけを支給するようになっております。ただ、すみません、労災との調整につきましては、ちょっとこの条例にも書いていないんで、ちょっと後で確認させて回答させていただきます。

〇守屋委員長 杉森委員。

○杉森委員 労災申請の場合に事業主から給料の一部が払われる例というのもないことはないんですけれども、基本的には休んでいるんで払われない例が多いんですね。それで、大体多い例は、労災申請をする間はこの傷病手当金を受給して、労災が認定されるとそれまでの期間の労災による補償というのが出ますので、そのときに傷病手当金は返還するというふうな形で処理する場合が多いんです。ですから、やっぱりその方々の生活というものを考えた場合は、きちっとそうい

うふうな体制を組む必要があると思いますので、ぜひそういう方向で検討していただきたいとい うふうに思います。

○守屋委員長 よろしいですか。ほかにございませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○守屋委員長 以上で、議案第48号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第49号牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第49号について提案者の説明を求めます。医療年金課長。

〇石塚医療年金課長 議案第49号牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

改正の主な内容としましては大きく2つありまして、1点目としまして、地方税法施行令の改正に伴いまして、これは毎年やっているんですが、付加限度額の引き上げと低所得者に対する軽減措置の拡大、2つ目としまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯に対する国民健康保険税の減免について規定を設けるものとなっております。

こちらも新旧対照表を御覧になってください。

第2条におきまして、国保税のうち基礎課税額の付加限度額を61万円から2万円引き上げて63万円、介護納付金分を16万円から1万円引き上げて17万円とするものです。そのほかに後期高齢者支援金分19万円があるんですが、こちらの変更はございませんので、合計では限度額が96万円から99万円の引き上げとなっております。

次に、低所得者に対する保険税の軽減措置の拡大としまして、第23条の第1項第2号では、5割軽減判定の1人当たり基準額が28万円から5,000円引き上げて28万5,000円に、第3号では2割軽減判定の1人当たり基準額を51万円から1万円引き上げて52万円とするものとなります。以上の改正によりまして、付加限度額の引き上げでは国保の税収が約352万1,300円の増額、逆に軽減判定の引き上げによって約108万4,300円の減額となりますので、差し引きで243万7,000円の増額が見込まれます。

また、今回の基準額の引き上げによりまして減額となる108 万4,300 円に対しましては、国から2分の1、県から4分の1の、合計で4分の3なんですが、約81 万3,200 円が補塡されることになっております。

次に、新旧対照表をめくっていただきまして、附則の第4項及び第5項につきましては、租税 特別措置法の改正に伴う条文の整理となっております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯に対する国民健康保険税の減免についての規程として、附則の第15項及び第16項を追加するものです。もともと本条例の本則第26条におきまして、保険税の減免規定が設けられているんですが、今回の新型コロナウイルス感染症に限り、特別な規定として設けるものとなっております。第15項におきましては、本年の2月1日から来年の3月31日までの間に納期限、あるいは年金天引きの場合は年金の支払日がある場合に減免を適用することと規定しております。また、減免を受けられるのは主たる生

計維持者、これは世帯主になるんですが、世帯主が新型コロナウイルス感染症の影響により死亡 または重篤な傷病を負った世帯と、あるいは収入が一定以上減少すると見込まれる世帯と規定し ております。なお、国が示す基準の範囲内で減免を行った場合には減免をした額の全額が国から 補塡されることになっております。

以上です。

○守屋委員長 ほかにございませんね。これより議案第49号に対する質疑及び意見を行います。 質疑及び意見のある方は御発言願います。杉森委員。

○杉森委員 ちょっと細かいところで質問いたします。収入の、事業収入等というところなんですけれども、これはページで言うと 2ページ目になるんですか、49号の、それの(2)の新型コロナウイルス感染症の影響によりというところありますね、そこの中のアのところですけれども、世帯主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額というふうにあるわけですけれども、この事業収入等というのがその前のところに事業収入と不動産収入と山林収入または給与収入というふうに書かれているわけです。4項目あるわけですけれども。いずれかということは、この4つのうちのどれか1つでもいいということなのかどうかということが質問1つ目です。

それともう1つは、減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であることというふうにあるわけですけれども、いずれかの、いずれかの減少額がとあるんですけれども、この場合、その減少額というのは1年間ということで考えているのか、それとも数か月ということで考えているのか、その辺がちょっとはっきり分からないので質問いたします。

- **〇守屋委員長** 医療年金課長。
- **〇石塚医療年金課長** 杉森委員の質問にお答えします。

まず、いずれかということなんで、こちら一応世帯主の、一応世帯主の収入の中で事業収入、 不動産収入、山林収入または給与収入があれば、世帯主の収入のいずれかの額に該当する部分に つきまして判定の対象となります。

次に、10分の3以上なんですが、こちらは大体直近で一番少ない、収入が下がった月でそれの12倍、1年分として判定する予定でなっております。

以上です。

- **〇守屋委員長** ほかに、杉森委員お願いします。
- ○杉森委員 10分の3のあれは分かりました。それと、事業収入等のあれですけれども、世帯主のということなんですが、世帯主が例えば、不動産収入と給与収入とある場合ありますよね、世帯主自身が、そういう場合にそのどちら、例えば不動産収入が10分の3減っちゃったんだと、給与収入はそれほどでもないということでもいいという意味合いになるのかどうかということが。
- 〇守屋委員長 医療年金課長。
- **〇石塚医療年金課長** これは一応それぞれの個別の収入で10分の3ではなくて、あくまでも世帯主の所得の合計で見ます。
- ○守屋委員長 よろしいですか。ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で、議案第49号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第50号牛久市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 議案第50号について提案者の説明を求めます。高齢福祉課長。

〇川真田高齢福祉課長 高齢福祉課の川真田です。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第50号牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

条例の改正点は2点ございまして、いずれも国からの通知による改正となります。1点目は昨年度に続きまして低所得者に対する介護保険料の軽減についての改正、2点目は新型コロナウイルス感染症関連の介護保険料の減免についての改正となります。

まず1点目、低所得者に対する介護保険料の軽減から御説明いたします。

昨年度は10月に消費税が10%に増税されたことに伴いまして、軽減は10月からの半分の 水準でしたが、今回は4月からの1年分軽減を完全実施にするための条例改正案となります。

対象者は第1号被保険者のうち、特に所得の低い、具体的には世帯全員が住民税非課税の第1 所得段階から第3所得段階の方が対象となります。

軽減金額につきましては、第1所得段階の方は昨年度の条例改正で年額2万1,000円に軽減されておりますが、今回の条例改正によりさらに軽減され年額1万7,200円になります。昨年度に比べ年額で4,400円の減となっております。同様に第2所得段階の方は年額3万3,100円が2万8,800円になり、年額で4,300円の減となります。第3所得段階の方は年額4万1,700円が4万300円になり、年額1,400円の減となっております。

こちらの対象人数についてですが、第1所得段階の方は2,850人、第2所得段階の方は1,310人、第3所得段階の方は1,100人、合計5,260人、全体の約21%となっております。

なお、この介護保険料軽減に要する費用負担の増額は約4,700万円で、国が2分の1、県 と市がそれぞれ4分の1の負担となります。よって、市の負担額は1,175万円となります。

次に、2点目、新型コロナウイルス感染症関連の介護保険料の減免について御説明いたします。 現行の牛久市介護保険条例の減免規定の中には国から示された内容の規程がないため、新たに 新型コロナウイルス感染症に関する減免規定を附則に追加するものです。

減免となる期間は令和2年2月1日から令和3年3月31日までで、減免に要した費用は全額 国の財政負担となります。

以上となります。

○守屋委員長 これより議案第50号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で、議案第50号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第51号令和2年度牛久市一般会計補正予算(第2号)別記記載の当該委員会の所 管事項についてのみを議題といたします。

議案第51号について、提案者の説明を求めます。保育課長。

○橋本保育課長 保育課の橋本です。よろしくお願いいたします。

保育課所管の補正予算につきまして御説明いたします。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保育園等の登園自粛 要請期間を5月31日まで延長したことにより補正するものとなります。

8ページ、9ページを御覧ください。

まず、ごめんなさい、歳入の予算になります。款12分担金及び負担金項1負担金目1民生費 負担金の児童福祉費負担金684万9,000円の減額につきましては、延長しました登園自粛 要請期間に利用自粛をしたゼロ歳から2歳児の保護者に対し、保育料を還付するため減額となる ものです。

また、表の5番目になりますが、款20諸収入項4雑入目4雑入の、雑入の51万1,000 円の減額につきましては、延長した登園自粛要請期間に利用自粛をしました公立保育園の3歳児 以上の保護者に対しまして、主食費及び副食費を還付するために減額となるものです。

次に歳出予算となります。

10ページ、11ページを御覧ください。

2番目の表になります。款3民生費項2児童福祉費目3保育園費、このうち0106民間保育園の運営を支援する18負担金補助及び交付金の90万4,000円の増額につきましては、保育料を徴収している認定こども園及び小規模保育園が、延長した登園自粛期間に利用自粛をしましたゼロ歳から2歳児の保護者への保育料を還付したその還付分を施設に対して補助するものとなります。

次に、0111保育園で新型コロナウイルス感染症対策を実施する18負担金補助及び交付金の333万2,000円、失礼しました、333万2,000円の増額につきましては、登園自粛要請期間を延長したことによります民間保育園等給食費負担軽減補助金を増額するものとなります。

以上です。

- ○守屋委員長 ほかにございますか。健康づくり推進課長。
- ○渡辺健康づくり推進課長 健康づくり推進課渡辺です。よろしくお願いいたします。

健康づくり推進課所管の補正予算について御説明いたします。

まず、歳出です。

10ページ3段目の枠内を御覧ください。

款4衛生費項1保健衛生費目1保健衛生総務費0118予防接種健康被害救済制度による給付を実施する、240万5,000円の増額補正となっております。

こちらは予防接種法第15条健康被害の救済措置により、当該者1人に対し障害年金令和2年 度分の支給に要するものとなります。

本対象者は子宮頸がん予防ワクチンを平成25年7月、当時12歳でしたが接種したところ、 体の痛み等の副反応が見られ、平成27年11月に予防接種健康被害救済制度の認定を受け、医 療費や医療手当について既に給付されていた方です。今回はこちらが身体障害者手帳の級数が3 級から2級になったことで、平成30年10月に当該保護者より障害児養育年金及び障害年金の申請があり、同年12月に国へ進達していたもので、令和2年2月に国より障害児養育年金2級及び障害年金3級の支給決定を受けての給付となります。なお、給付に当たり、国が2分の1、県が4分の1の負担割合となりますので、歳入につきましても保健衛生費補助金が180万4、000円の増額補正となっております。

以上です。

○守屋委員長 ほかにございますか。ございませんね。これより議案第51号に対する質疑及び 意見を行います。質疑及び意見がある方は御発言願います。秋山委員お願いします。

〇秋山委員 では3点にわたってちょっと質問をさせていただきます。

子宮頸がん予防ワクチンの関連について、今回保健福祉部のほうでも、また健康づくり推進課のほうでもいろいろな調査、また会議を重ねて対象者にお手紙を出すことになったということを伺っています。予防ワクチンの。それで、年間1万人がかかって、そしてまた約2,700人ぐらいの方が年間亡くなると。若い方がかかるということで、国としても定期接種としていて積極的な勧奨を行ってきました。その中で副反応を示される方が牛久市で発症されたと。それまで積極的勧奨をしていたものが国としてもそこまで推奨することなく今日まで至った中で、本市としては手紙を送付して、小学校6年生から対象の高校1年生まで配付すると。その中に問診票を同封しないということをちょっと伺っているので、それはどうしてなのかなということが1点と、今後毎年お手紙を配送する中で、やはり問診票は送付しないのかなということをまず1点お伺いしたいということ。

それと、2点目は、今回予防接種というのは3回接種しなくちゃいけないんです。牛久市で発症された方は第1回目を接種した後に体の不調を感じたと、だけれど、それが果たしてその接種の副反応であったかという認識がなくて、2回目を打ったと、そして体に不調を訴えてこういう結果になってしまったんですけれども、その各病院の医者の認識、副反応の認識というものが欠落していたんではないかなと。ですので、できるだけやはり医師にも市のほうから問診する際には丁寧にやっていただきたいということを要望していただきたいというふうに思っていますので、その点が2点目。

3点目は、今後そのワクチン接種に対しての本市の考え方、国としては積極的な推奨は控えていますけれども、年間これだけ若い方たちがかかる、また亡くなるということに対しての本市の考え方をお伺いいたします。

この3点、よろしくお願いします。

- 〇守屋委員長 健康づくり推進課長。
- **〇渡辺健康づくり推進課長** ただいまの秋山委員の質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の頸がんワクチンのお便りに問診票を入れないのかという点ですが、こちら頸がんワクチンのほうは、御存じのように平成26年6月にいろいろな副反応によって国が積極的推奨を差し控えていて、その姿勢は今のところは変わりがありません。一方で子宮がんを発症してしまう方が多いというのも実情であります。こういった障害年金まで受けるような重篤な例になっ

たのは、本市牛久市の方1名ともう1名北海道の方といらっしゃるんですが、私どもとしてはそ ういった副反応ということも本当に身近に感じているものでありますので慎重に進めて、ほかの どの市町さんよりも特に慎重に進めているかなという感じはしますが、これはぜひ続けていき、 保護者の皆さんにちゃんとした情報提供ということで、副作用のこと、あとは子宮がんの発症の こと、その両方を同じように情報提供をした上で保護者の方に、今の状況では、判断していただ くということしかないのかなと思います。

そういった意味で、実際に平成26年で積極的勧奨を差し控えてからは受診者の方5名ぐらいにしかなっていません。問診票を入れてしまうということは、市が積極的勧奨をしているというふうにも受け止めかねないというところもありますので、受けたいという方には、またこちらでもう一度受診券を取りに来ていただいた段階でさらにどんな状況なのかだとかという御説明を丁寧にさせていただいた上で御判断いただいていきたいというふうに思っていますので、今のところお便りで子宮がんがこれだけ広がっているということとかも丁寧にお知らせするという第一歩にとどめておきたいというふうに思っております。

2点目の、お医者さんに向けての要望になりますが、こちらは例えば予防接種に関しましては、 予防接種委員会というのがお医者さんのほうにでも設定されております。そこの予防接種委員会 とかも通しまして、市内で出た副反応だとか、まれにある誤接種のことだとか、いろいろなこと の情報提供をしたり、それを医師会に広めていただいたりということでやっておりますので、先 生方も十分に注意しながら実施に協力していただいてくれている状況です。

3点目の、本市の考え方なんですけれども、1点目とダブるところもあるかとは思うんですが、まずは正確な情報提供というところを進めていきたいと思います。国のほうでも今の予防接種からまた新しい予防接種、ワクチンとかは大分開発もされてきているかと思いますので、そういった産婦人科学会、あとは国のといろいろな情報を提供するとともに、肝心なのが子宮頸がんのがん検診を、日本はがん検診を受けていただいている方が米国とかと比べてかなり低い状態になっていますので、まずは二十歳になったら検診が受けられる、そこを進めていきたいというふうにも考えております。以上です。

- ○守屋委員長 よろしいですね。ほかにございませんね。遠藤委員お願いします。
- ○遠藤副委員長 10ページ、11ページの民間保育園の運営を支援する、先ほどゼロ歳から2歳の施設に還付をしたということなんですが、何円でやったのかというところをちょっと確認をしたいと思います。

それと、今の子宮頸がんの予防接種の被害救済なんですけれども、医療費については引き続き 市、それからほかの部署などで負担が今後も行われるのかどうか、その辺を確認したいと思いま す。

〇守屋委員長 保育課長。

○橋本保育課長 ではまず1点目の、運営費を補助したという施設の数ですけれども、こちらは 認定こども園と小規模保育園になりますので、市内では全部で5施設となります。

以上です。

- **〇守屋委員長** 健康づくり推進課長。
- **○渡辺健康づくり推進課長** 医療費についてですが、医療費と医療手当と、今までどおりかかった分については支給していくことになります。

以上です。

- **○遠藤副委員長** その負担割合というのはどうなのかというところ、ちょっと確認をしたいと思います。
- 〇守屋委員長 健康づくり推進課長。
- **〇渡辺健康づくり推進課長** 負担割合のほうは全て一緒でして、国2分の1、県4分の1、市4分の1となっております。

以上です。

○守屋委員長 よろしいですか。ほかにございませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○守屋委員長 以上で、議案第51号についての質疑及び意見を終結いたします。

なお、昼休みに入りますけれども最後までやりますので、皆さんお時間御協力お願いいたします。

次に、議案第52号令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

議案第52号について提案者の説明を求めます。 医療年金課長。

〇石塚医療年金課長 医療年金課です。

議案第52号について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ376万9,000円を増額しまして、79億1,276万9,000円とするものとなっております。

議案書の6ページ7ページを御覧ください。

こちら、先ほど議案第48号で御説明しました国保の傷病手当金の支給に伴いまして、支給見込み額とこれに対して全額補塡される交付金を計上させていただきました。

この算定の根拠なんですが、一応全然見込みようがないんで、一応概算としまして1日当たりの限度額3万887円の大体半年分ということで計上させていただきました。

以上です。

○守屋委員長 これより議案第52号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で、議案第52号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第69号令和2年度牛久市一般会計補正予算(第3号)別記記載の当該委員会の所 管事項についてのみを議題といたします。

議案第69号について、提案者の説明を求めます。社会福祉課長。

〇石塚社会福祉課長 社会福祉課の石塚です。どうぞよろしくお願いします。

議案第69号令和2年度牛久市一般会計補正予算(第3号)のうち、社会福祉課所管部分について御説明させていただきます。

まず、歳出になります。

お手元の補正予算書8ページ、9ページを御覧になってください。

上から2つ目の表になります。

款3民生費項1社会福祉費目1社会福祉総務費0114住居確保給付金事業を実施するにつきまして、負担金住居手当620万円の増額補正を計上するものです。こちらは当初予算に100万円を措置しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けまして、休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれが生じている方の住居確保給付金支給件数が増加しておりまして、今後も増加すると見込まれるため増額計上するものです。

次に、歳入になります。

6ページ、7ページを御覧ください。

一番上の表になります。

款14国庫支出金項1国庫負担金目1民生費国庫負担金節1社会福祉費負担金、国庫負担金と して歳出の4分の3であります465万円を計上しております。一般会計につきましては4分の 1に当たります155万円を計上してございます。

以上でございます。

- 〇守屋委員長 こども家庭課長。
- **〇結束こども家庭課長** こども家庭課結束でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 お手元の資料の8ページ、9ページを御覧ください。

上から3つ目の枠を御覧いただきますと、款3項2目1児童福祉総務費の0116児童扶養手当受給者に生活支援金を給付するにつきましては、児童扶養手当受給世帯への生活資金として対象世帯の児童1人当たり1万円の支給を行うための役務費及び扶助費の新規計上で854万2,000円の計上となってございます。

なお、こちらにつきましては国からの交付金という形で10分の10となってございます。 以上でございます。

- 〇守屋委員長 健康づくり推進課長。
- **○渡辺健康づくり推進課長** 続きまして健康づくり課所管の補正予算について御説明いたします。 歳出です。

8ページの4段目の枠内を御覧ください。

款4項1目2予防費0107感染症対策を実施する、584万2,000円の増額補正となっております。こちらは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に伴うもので、感染症拡大防止対策の1つとして、新型コロナウイルス感染症予防ワクチンを市民に接種する際の医療材料費等の備蓄として、医療用マスク、フェイスシールド、手袋、ガウンセット、非接触性体温計を購入するものです。

市では新型インフルエンザ等行動計画を基に医療材料の必要量を算定して、平成21年度より

計画的に備蓄を進めてまいりましたが、今回は必要量全てを満たすための購入費用となります。 なお、国の10分の10の補助となりますので、歳入につきましても584万2,000円が該 当となります。

続きまして、同じく8、9ページ4段目の枠内を御覧ください。

目3母子衛生費0109子育で世代包括支援センターを設置し利用者支援事業を実施する、150万円の増額補正となっております。

こちらは国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第3弾に係る産後ケアを実施する施設に対する財政措置となります。感染拡大を防止するため、1施設当たり50万円を上限にマスクや消毒液の購入等、感染拡大を防止することに必要となる費用の財政支援となります。産後ケアの施設型を市内で委託しているつくばセントラル病院と椎名産婦人科、訪問型を実施している保健センターの3施設で合わせて150万円の補助となります。なお、こちらも国の10分の10の補助となりますので、歳入につきましても150万円の増額補正となっております。以上です。

〇守屋委員長 以上でよろしいですね。それでは、これより議案第69号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇守屋委員長 以上で保健福祉部所管の案件についての質疑及び意見を終結いたします。

ここで暫時休憩し、再開後討論及び採決を行います。再開は12時15分といたします。よろ しいですか。最後までやっちゃっていいですか。入替えです。だから再開後。12時15分です ね。よろしくお願いします。

午後0時12分休憩

午後0時15分開議

○守屋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、討論がありましたら御発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○守屋委員長 なければ以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第47号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第48号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

「替成者举手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。 次に議案第49号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。 [賛成者举手]

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。 次に議案第50号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。 次に議案第51号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。 次に議案第52号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。 次に議案第69号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

「替成者举手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。 以上を持ちまして本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

ここで執行部の方は退席されても結構です。御苦労さまでした。

次に、本委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

新型コロナウイルスによる感染拡大は全国的にも終息に向かいつつある状況にありますが、今後も感染拡大の第2波、第3波も懸念されることから、委員長としてはこの際新型コロナウイルス感染症対策についてを調査事項とし、本委員会の閉会中の所管事務調査としたいと思います。この件について意見のある方は御発言願います。石原委員。

- **〇石原委員** 異議はありません。
- 〇守屋委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇守屋委員長 なければ次に調査期間についてを議題といたします。

調査期間については本委員会の委員の任期満了までとしたいと思います。この件について意見 のある方は御発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○守屋委員長 ありがとうございます。なければ本委員会の閉会中の所管事務調査についてお諮りいたします。

調査事項を新型コロナウイルス感染症対策について、あと調査期間は本委員会の委員の任期満 了までとすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○守屋委員長 御異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査することに決し、議長宛 て閉会中の所管事務調査の申し入れをいたします。

以上で本委員会の議題の審議については終了いたしました。

お諮りいたします。委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○守屋委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして教育民生委員会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。ありがとうございます。

午後0時20分閉会